

日本地衣学会

No.22

ニュースレター

Newsletter from the Japanese Society for Lichenology

目次	雑記.....	75
	都道府県版レッドデータブックにおける地衣類の掲載状況(予報)	
	/ 安斉唯夫.....	75
	会務報告.....	76
	第4回メール評議員会議事録/庶務幹事.....	76

雑記 Miscellanea

都道府県版レッドデータブックにおける地衣類の掲載状況(予報)

日本における植物および菌類のレッドデータブック(以下 RDB と略す)は、1997年(平成9年)8月にレッドリストとして公表された後、学名、命名者の見直しに加えられ2000年(平成12年)12月に環境庁から公表された。これには地衣類も扱われ、当時日本全国から報告されていた地衣類 1762 種(種内分類群を含む)のうち 82 種が、国内から絶滅するおそれのある地衣類としてとりあげられた(環境庁自然保護局野生生物課 2000)。

その後、各都道府県においても RDB のとりまとめが進み、2003年4月から5月にかけて各都道府県担当部課への電話による問い合わせをしたところ、2003年5月末現在 41 都道府県で植物版 RDB が発表されるに至った。

各都道府県の RDB において地衣類が掲載されているのは 4 県(埼玉県 39 種、千葉県 36 種、佐賀県 5 種、宮崎県 6 種)にとどまり、コケとして一緒に扱われることの多い蘚苔類が 13 府県で掲載されていることと

比較しても、地衣類の遅れは歴然としている。

昨年度末(2003年3月)前後に発行された岡山県と愛媛県の 2 県はいずれも蘚苔類を取り扱っている。一方、地衣類のレッドデータは 1998 年に埼玉県、1999 年に千葉県、2000 年に宮崎県、2001 年に佐賀県が発表した以降、新たな発表は無いのが現実である。

環境調査を職業としている筆者は、埼玉県、千葉県、宮崎県、佐賀県以外では保全を必要とする地衣類が存在しない、といわれかねない現状に危機感を抱いている。

地衣類のレッドデータ作成には多くの困難があるが、希少性のみならず環境指標生物としての優れた役割を考えると、今後レッドデータ作成に向けて学会の果たさねばならない役割は極めて重要であるといえる。

なお、栃木県、長野県、広島県では今後公表される RDB や改訂版 RDB において地衣類が含まれるとの情報がある。また、この他に広島市の RDB が地衣類 9 種、蘚苔類 19 種を掲載している(鳴橋直弘 2002)とされているが、今回の電話による調査方法にも限界があるた

め地衣類 4 県、蘚苔類 13 府県以外にも掲載されている可能性があることをお断りしておく。

引用文献

環境庁自然保護局野生生物課(編), 2000, 改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-9 植物

(維管束植物以外), 261pp, 財団法人自然環境研究センター, 東京
鳴橋直弘(編), 各都道府県別の植物自然史研究の現状・植物地理・分類研究 50(2)(創刊 50 周年記念): 143-262,

(安齊唯夫: ゼルグプランニング)

会務報告 Reports of the JSL Activities

第 4 回メール評議員会議事録

2003 年 6 月 2 日から 2003 年 6 月 18 日までの間、評議員 8 名の参加をもって第 4 回メール評議員会が開催され、選挙管理関連の会則と細則の改正案、並びに選

挙管理内規案(下記)について評議し、全員で承認した。(庶務幹事)

「日本地衣学会」会則

- 第 1 条 本会は、「日本地衣学会」(英名 The Japanese Society for Lichenology)と称する。
- 第 2 条 本会は地衣学のあらゆる分野の相互の発展と社会への寄与を図るものである。そのために会員の協力と研鑽による研究の発展に努め、研究を志す人々に積極的に活躍の場を提供し、日本の地衣学全体の底辺拡大と学術レベルの向上を図る。
- 第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 大会、学術集会、講演会、講習会、観察会等の開催
 - (2) 学会誌その他の出版物の刊行
 - (3) 調査及び研究とその奨励
 - (4) 国内外の関係学術団体との連携及び協力
 - (5) その他、第 2 条の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 本会の会員は次のとおりとする。通常会員(本会の目的に賛同する個人)、団体会員(本会の目的に賛同する団体。任意団体を含む。)、名誉会員(地衣学の発展に著しい功績のあった個人で、評議員会の議決を経て会長が推薦し、総会で承認するもの)。
- 第 5 条 会員(名誉会員を除く)になるうとするものは、会費を添えて所定の入会申込書を事務局に提出し、評議員会の承認を得なければならない。
- 第 6 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。納入された会費は返付しない。
- 第 7 条 会員は、次の事由によって会員資格を失う。
- (1) 退会したとき
 - (2) 死亡し、または会員である団体が解散したとき
 - (3) 除名されたとき。
- 第 8 条 会員が退会しようとするときは、会長または事務局に届け出なければならない。この場合、会費の滞納があるときは、未納額を納めなければならない。
- 第 9 条 会員が次の各号のどれかに該当するときは、評議員会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。
- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき
 - (2) 会費を 1 年以上滞納したとき
- 第 10 条 本会に、次の役員を置く。会長 1 名、幹事若干名、評議員約 6 名、編集委員長 1 名、監事 2 名。
- 第 11 条 役員は通常会員の中から別に定める選出の規定により選出する。監事以外の役員は相互に兼任することはできな

- い。監事は評議員から選出する。
- 第 12 条 本会の役員の任期は 2 年とする。ただし、初代役員は 2003 年 12 月 31 日までとする。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は再任することができる。ただし、編集委員長以外は、引き続き 4 年を超えて同じ職に在任することはできない。
- 第 13 条 役員は以下の職務を遂行する。
- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。会長に事故があるときは、予め会長が指名した幹事が、会長の職務を代行する。会長は必要に応じて、特定の事項を審議する委員会を設けることができる。会長は必要に応じて、特定の事項を担当する委員(担当委員)を委嘱することができる。
 - (2) 幹事は本会の庶務、会計、その他の日常の会務を担当する。
 - (3) 評議員は評議員会を構成し、会長の諮問に応じて会務の重要事項を審議する。
 - (4) 編集委員長は編集委員会を主宰し、学術雑誌の編集に関する会務を処理する。
 - (5) 監事は、本会の財産と、幹事の職務執行の状況を監査する。
- 第 14 条 総会は会長が召集し、団体会員以外の会員で構成する。通常総会は毎年 1 回これを開催する。臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の 3 分の 1 以上若しくは評議員会から請求があったときに開催する。なお、団体会員にあっては担当者あるいは担当者の代理人、および担当者の推薦するもの 1 名が総会に同席し、議長の許可を得た上で発言することができる。
- 第 15 条 評議員会は、会長が必要と認めるとき、または評議員の 3 分の 1 以上から請求があったときに開催する。評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。ただし、委任状を提出した評議員は出席者数に加える。会長は評議員会の議決に加わる。
- 第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。
- 第 17 条 この会則は評議員会において 3 分の 2 以上の同意を得て改定できる。
- 第 18 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は庶務担当幹事が主宰する。
- 第 19 条 この会則施行についての細則は、評議員会および総会の議決を経て、別に定める。
- 附則 本会則は 2002 年 2 月 17 日より実施

2003年6月18日 第10条改正

役員等の選出についての細則

- 第1条 本役員等の選出はこの細則によるものとする。会長、評議員の選出にあたって、会長は選挙管理委員長および委員若干名を役員でない通常会員および名誉会員から指名する。
- 第2条 会長は通常会員および名誉会員の選挙により選出する。選挙は通常会員および名誉会員の郵送投票により、最多数の得票を得た通常会員を当選者とする。複数の通常会員が最多の同票数を得た場合は、抽選によって当選者を定める。ただし、初代会長には日本地衣学会設立準備会集会で選出されたものをあてる。
- 第3条 幹事ならびに担当委員は会長が委嘱し、評議員会および総会に報告する。
- 第4条 評議員は通常会員および名誉会員の5名連記による郵送投票により、得票の多い順から5名の通常会員

が選出される。次いで選出された評議員が得票数を参考に分野や地域の均整などを考慮して約1名の評議員を通常会員から追加指名する。ただし、初代評議員には日本地衣学会設立準備会集会で選出されたものをあてる。

第5条 編集委員長は通常会員から会長が委嘱し、評議員会および総会に報告する。編集委員は編集委員長が原則として通常会員から推薦し、会長が委嘱して、評議員会および総会に報告する。

第6条 監事は評議員会で評議員から選出する。

第7条 この細則は評議員会において3分の2以上の同意を得て改定できる。

附則 本細則は2002年2月17日より実施する。

2002年7月27日 第7条新設

2003年6月18日 第4条修正

役員選挙管理委員会についての内規

- (1) 本内規は「役員等の選出についての細則」に基づき役員選挙管理委員会について定める。
- (2) 細則第1条に基づき、会長は選挙年の大会までに役員でない通常会員および名誉会員から選挙管理委員会委員長および委員を指名し、定例評議員会および大会総会で報告する。
- (3) 選挙管理委員会は、会長選挙までに選挙立会人を複数指名し、評議員会に報告する。

(4) 役員選挙は、評議員会で承認された最新の会員名簿(以下、最新会員名簿と呼ぶ)に基づいて行われる。選挙管理委員会は、事務局に指示し、定例評議員会後、最新会員名簿および会長立候補用紙(様式2)を最新会員名簿記載の国内在住会員に速やかに配布させる。

(5) この内規は評議員会において過半数の同意を得て改定できる。

附則 本内規は2003年6月18日より実施する。

会長選出についての内規

- (1) 本内規は「役員等の選出についての細則」(以下、細則と呼ぶ)に基づき会長選出について定める。
- (2) 評議員会は本人の同意のもとに会長候補者を推薦し、選挙管理委員会に会長立候補用紙を提出する。評議員会の推薦を受けずに会長に立候補するものは5名以上の国内在住会員の推薦を得て、選挙管理委員会に立候補用紙を提出する。その際、評議員以外の国内在住会員は、複数の会長候補者を推薦することはできない。また、会長候補者は国内在住の通常会員でなければならない。
- (3) 選挙管理委員会は、8月末日到着まで会長立候補を受け付け、9月上旬に事務局に指示し、評議員会推薦の会長候補者ならびに会長立候補者、投票締切日(9月下旬)を記載した会長選挙投票用紙(様式3)を最新会員名簿記載の国内在住会員に送付させる。

(4) 選挙管理委員会は、9月下旬の締切日到着まで会長選挙投票を受け付ける。締切日翌日に立会人のもとで開票する。選挙は、最多数の得票を得た候補者を当選者とする。複数の候補者が最多の同票数を得た場合は、抽選によって当選者を定める。

(5) 選挙管理委員会は、選挙結果を速やかに会長候補者、事務局に連絡する。

(6) 選挙で選ばれた会長(以下、次期会長と呼ぶ)は、10月末日までに次期幹事と次期編集委員長を指名し、評議員会および事務局に報告する。事務局は会長選挙結果と併せて、直近のニュースレターで会員に通知する。

(7) この内規は評議員会において過半数の同意を得て改定できる。

附則 本内規は2003年6月18日より実施する。

評議員選出についての内規

- (1) 本内規は「役員等の選出についての細則」に基づき評議員選出について定める。
- (2) 選挙管理委員会は、11月上旬に事務局に指示し、評議員選挙非対象者である次期会長、次期幹事、次期編集委員長ならびに投票締切日(11月下旬)を記載した評議員選挙投票用紙(様式4)を最新会員名簿記載の国内在住会員に送付させる。
- (3) 選挙管理委員会は、11月下旬の締切日到着まで評議員選挙投票を受け付ける。締切日翌日に立会人のもとで開票する。次期評議員は5名連記による郵送投票により、得票の多い順から5名の通常会員が選出される。
- (4) 選挙管理委員会委員長は当選者に就任可否を問い、受諾者を次期評議員と認定し、次期評議員名簿を作成する。次期評議員名簿と選挙結果を次期評議員に

連絡する。

(5) 選挙で選ばれた次期評議員の中から互選により次期議長を選出する。次期議長は選挙で選ばれた次期評議員と相談し得票数、分野や地域の均整などを考慮して約1名(前項において非受諾者が出た場合はその数を加える)の次期評議員を通常会員から追加指名し、選挙監理委員会に報告する。また、議長を除いた次期評議員の中から次期監事を12月末日までに選出する。

(6) 次期議長は、次期評議員、次期監事、選挙結果を事務局に連絡し、事務局は直近のニュースレターで会員に通知する。

(7) この内規は評議員会において過半数の同意を得て改定できる。

附則 本内規は2003年6月18日より実施する。

【参考】選挙スケジュール

～	選挙管理委員会委員長，委員の指名（会長）
7～8月	大会・定例評議員会開催 最新名簿，会長立候補用紙送付（事務局）
8月末日	会長立候補受付締切（委員会）
9月上旬	会長選挙投票用紙の送付（事務局）
9月下旬	会長選挙投票締切，翌日開票（委員会）
10月末日	幹事，編集委員長の指名（次期会長）
11月上旬	評議員選挙投票用紙の送付（事務局）
11月下旬	評議員選挙投票締切，翌日開票（委員会）
12月末日	追加評議員，議長，監事選出（次期評議員会）
翌年	直近のニュースレターで公開（新事務局）

1. 役員選挙管理委員会についての内規(4)において最新会員名簿および会長立候補用紙の最新会員名簿記載の国内在住会員への配布手段はインターネットを優先し，不可能な会員にはファックスもしくは郵送手段を用いる。
2. 会長選出についての内規(3)における会長選挙投票用紙の最新会員名簿記載の国内在住会員への送付手段はインターネットを優先し，不可能な会員にはファックスもしくは郵送手段を用いる。

評議員選出についての内規(2)における評議員選挙投票用紙の最新会員名簿記載の国内在住会員への送付手段はインターネットを優先し，不可能な会員にはファックスもしくは郵送手段を用いる。

選挙管理手続き

2002年度収支決算案				2003年度予算案			
収入				収入			
年会費			¥308,000	年会費			
寄付金			¥470,000	正会員	80 ×	¥4,000	¥320,000
その他				学生会員	11 ×	¥2,000	¥22,000
	Lichenologyページチャージ	¥16,000		海外会員	10 ×	¥2,000	¥20,000
	大会費用残金	¥179,835		団体会員	3 ×	¥10,000	¥30,000
	観覧会残金	¥7,919					小計
	海外会員年会費為替差益	¥2,091					¥392,000
	小計		¥205,845	学会誌等収入			
	計		¥983,845	投稿料・広告料等			¥10,000
				前年度繰入金			¥466,518
							計
							¥868,518
支出				支出			
学会誌関係				学会誌関係			
	印刷費(2巻分)	¥323,715		印刷費	2 ×	¥170,000	¥340,000
	郵送費(2回分)	¥39,060		郵送費	2 ×	¥20,000	¥40,000
	封筒等費用	¥6,615		封筒費等	2 ×	¥3,500	¥7,000
	小計		¥369,390				小計
							¥387,000
News Letter関係				News Letter関係			
	印刷用紙	¥814		印刷費			¥0
	郵送費	¥9,840		印刷用紙			¥1,000
	小計		¥10,654	郵送費			¥20,000
							小計
							¥21,000
事務経費				事務経費			
	学術著作権協会権利委託手数料	¥2,000		その他			¥30,000
	大会助成金	¥100,000					
	小計		¥102,000	大会助成金			¥100,000
							¥330,518
繰越金				予備費			
			¥466,518				計
			計				¥868,518
			¥983,845				

In order to photocopy any work from this publication, you or your organization must obtain permission. For details, see no. 13, p. 46 of this publication.

Lichenology 日本地衣学会ニュースレター

とも，投稿先は：

原田 浩・〒260-8682千葉市中央区青葉町955-2
千葉県立中央博物館・Fax 043-266-2481.
E-mail: h.hrd3@mc.pref.chiba.jp

(原田浩：編集委員長)

複写される方へ

本誌に掲載された著作物を複写したい方は，許諾を受けてください。詳細は本誌13号46ページに。

Notice about photocopying

©2003 日本地衣学会 (© 2003 The Japanese Society for Lichenology)

本誌記事の著作権は日本地衣学会に属します。無断転載・無断複写等は固くお断りいたします。

日本地衣学会ニュースレター 22号

発行日：2003年8月11日

編集：原田浩・岡本達哉・木下靖浩・棚橋孝雄
発行者・発行所：日本地衣学会

〒010-0195 秋田市下新城野

秋田県立大学生物資源科学部生物生産科学科内